

申立書

令和 年 月 日

(宛先) 河内長野市長

申請者 住所

氏名

印

このたび、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、登録免許税額の追徴を受けても異議ありません。

記

家屋の表示	所在地	河内長野市
	家屋番号	
家屋の住居表示	河内長野市	
入居予定年月日	令和 年 月 日	
現在の家屋の処分方法等 ※いずれかに丸印をして 下さい。 ※各場合に応じ、裏面の 書類が必要です。	1. 現成家屋を売却する 2. 現成家屋を賃貸する 3. 現成家屋が借家・寮等 4. その他（現成家屋に親族が住む場合等） 5. 処分方法等が未定	
入居が登記の後になる理由 (具体的に)		

●現在の家屋の処分方法については、その場合に応じ、次のような書類の提出が必要です。

1. 現住家屋を売却する場合

- ・現住家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等、売却することを証する書類
- ・証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

2. 現住家屋を賃貸する場合

- ・現住家屋の賃貸契約（予約）書、媒介契約書等、賃貸することを証する書類
- ・証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

3. 現住家屋が借家・借間・社宅・寄宿舍・寮等の場合

- ・証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可書または家主の証明書等、現住家屋が証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類
- ・証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

4. その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

- ・親族の申立書等、現住家屋が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
- ・証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の住民票の写し

●入居が登記の後になる理由を具体的に記載し、現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記の後になる理由を疎明する次のような書類の提出が必要です。

1. 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後に遅らせることのできない場合

当該家屋を新築または取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書または当該家屋の代金の支払期日の記載ある売買契約書等の写し

2. 前住人が未転出であること、本人または家族の病気等やむを得ない事情により登記ま
でに入居できない場合

前住人と証明申請者または宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し
治療期間が記載された医師の診断書の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類